

議案第 6 9 号

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、及び別紙のとおり全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により議決を求める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。